

議案第 64 号

伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 3 月 5 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成 16 年伊賀市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「50 万円」を「51 万円」に改め、同条第 3 項中「13 万円」を「14 万円」に改め、同条第 4 項中「10 万円」を「12 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「第 24 条の 37 第 1 項」を「第 24 条の 36」に改める。

第 26 条第 1 項各号列記以外の部分中「50 万円」を「51 万円」に、「13 万円」を「14 万円」に、「10 万円」を「12 万円」に改め、同項第 1 号ウ、同項第 2 号ウ及び同項第 3 号ウ中「被保険者割額」を「被保険者均等割額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項の改正規定及び第 26 条第 1 項第 1 号ウ、同項第 2 号ウ及び同項第 3 号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 23 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。